

岩手県医療局管理規程第16号

医療局長が行う政策等の評価に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月27日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局長が行う政策等の評価に関する規程の一部を改正する規程

医療局長が行う政策等の評価に関する規程（平成15年岩手県医療局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(大規模事業評価の時期) 第6条 [略]</p> <p>(大規模事業評価の基準) 第7条 大規模事業評価の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(大規模事業評価の方法) 第8条 [略]</p>	<p>(大規模事業評価の時期) 第6条 [略]</p> <p><u>2 大規模事業評価のうち事後評価の時期は、その対象となる事業によって整備された建築物の建築工事完了後概ね5年を経過した時とする。</u></p> <p>(大規模事業評価の基準) 第7条 大規模事業評価のうち<u>事前評価</u>の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(大規模事業評価の方法) 第8条 [略]</p> <p><u>2 大規模事業評価のうち事後評価の方法は、その対象となる事業によって整備された施設を利用する者等からの意見聴取、当該事業の自然環境への影響等についての確認及び当該事業の効果等について検証することにより、当該事業と同種の事業の実施方法及び事後評価の方法の見直し等の必要性を検討することによるものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。